

高 福 第 4156 号
令和 4 年 2 月 15 日

令和 3 年度調査対象事業者 様
(横浜市・川崎市・相模原市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

令和 3 年度「介護サービス情報の公表」制度におけるまん延防止等重点
措置延長に伴う調査の取扱いについて

このことについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 4 年 1 月 21 日（金）から 2 月 13 日（日）までのまん延防止等重点措置期間中の調査を中止したところですが、当該措置適用期間が 3 月 6 日（日）まで延長されたことに伴い、1 月 21 日（金）以降に予定されていた令和 3 年度の全ての調査について中止することとしました。

については、既に手数料を納付されている事業者については、調査手数料のみ還付します。別途県から手続きをご案内しますのでお待ちください。

また、手数料を納入されていない事業者については、お手元の納入通知書は調査手数料が含まれていますので、減額した納入通知書を改めて送付します。お手元の納入通知書は使用しないでください。

なお、報告については、介護保険法第 115 条の 35 第 1 項の規定に基づき都道府県知事に報告しなければならないと定められていますので、調査票を提出していない場合には、お手元の計画通知書をご確認の上、提出期間内に提出をお願いします。

問合せ先
高齢福祉課
在宅サービスグループ 柳沢・田野
電話 045-210-4824